

外国語指導助手（ALT）派遣業務に関するプロポーザル実施要領

1 業務の目的

船橋市英語教育推進事業に基づき、市立小・中・高等学校・特別支援学校に学習指導補助等を行う外国語指導助手（以下、「ALT」という）を派遣し、英語教育の一層の充実を図る。

2 業務概要

- (1) 業務名：外国語指導助手（ALT）派遣業務
- (2) 業務場所：市立小学校55校・中学校26校・高等学校1校・特別支援学校1校
- (3) 業務内容：別紙「外国語指導助手（ALT）派遣業務仕様書」による
- (4) 業務履行期間：令和8年4月10日から令和11年3月31日まで

3 プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

価格のみによる競争では、本市が求める「確かな英語力と英語指導技術を兼ね備え、情熱を持って子どもたちの英語教育に携わることができるALT」を安定的に派遣することができる業者を特定することは困難である。

当該業務遂行にふさわしい業者を本プロポーザルにより特定し、外国語指導助手派遣業務委託契約を締結しようとするものである。

4 プロポーザル方式の方法及び理由

外国語指導助手派遣業務の実績を有する業者が複数者おり、広く提案を受ける必要があることから、また競争性・公平性の観点から公募型とする。

5 事業スケジュール

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 公募開始（市ホームページ掲載） | 令和8年1月23日（金） |
| (2) 質問書の受付締切 | 令和8年1月29日（木）午後5時まで |
| (3) 質問書に対する回答 | 令和8年1月30日（金） |
| (4) 参加申込書の受付締切 | 令和8年2月4日（水）正午まで |
| (5) 参加資格確認結果の通知 | 令和8年2月5日（木） |
| (6) 提案書等の提出締切 | 令和8年2月16日（月）正午まで |
| (7) プレゼンテーション審査 | 令和8年2月19日（木） |
| (8) 最終審査結果の通知 | 令和8年3月3日（火） |

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

6 参加資格・参加申し込み方法等

- (1) 参加資格 次に掲げる事項とする。
 - ① 本市の業務委託の競争入札参加資格を有していること。

- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- ③ 「参加申込書」の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④ 労働者派遣事業に関する許可を有していること。
- ⑤ 過去2年以内に外国語指導助手派遣業務に関する国または地方公共団体との契約実績を有していること。

(2) 参加申し込み方法

【様式1】『参加申込書』に必要事項を記入し、押印の上、以下の書類を添付し、提出すること。公募に関する資料・様式は、本市ホームページからダウンロードして入手すること。なお、事務局窓口での配布は行わない。

【船橋市ホームページ】<https://www.city.funabashi.lg.jp/>

- ・参加申込書【様式1】
- ・労働者派遣事業の許可番号が記載された許可証（写し）
- ・契約実績を証明する書類（契約書・仕様書等の写し）

①提出方法 持参又は郵送（書留）

- ・持参の場合 船橋市役所7階 指導課
- ・郵送の場合 〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号
船橋市教育委員会学校教育部 指導課

②提出期限 令和8年2月4日（水）正午必着（持参も可）

(3) 参加申込の承認について

参加申込の結果については、令和8年2月5日に参加者宛に電子メールにて通知する。

7 提案限度額

816,908,400円（令和8年度274,982,400円、令和9年度270,270,000円
令和10年度271,656,000円）
(消費税及び地方消費税を含む)

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業規模を示すためのものである。

8 評価方法及び評価基準

- #### (1) 本プロポーザルについては、評価委員会が以下の項目を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。
- ①会社概要・業務実績・財務状況
 - ②ALTの資格及び研修等
 - ③ALTの労務管理等
 - ④ALTの運用体制
 - ⑤見積書

なお、各項目の点数配分等については、別に定める「外国語指導助手（ALT）派遣業務事業者評価基準」による。

(2) 審査方法等

ア 書類審査

「提案書」「見積書」「その他資料」のすべてを提出した業者を対象に書類審査を行う。

イ プレゼンテーション審査

下記のとおりプレゼンテーション審査を行う。

① 実施日 令和8年2月19日（木）

② 内容 セッティング及び提案書の内容に関する説明20分以内、評価委員が提出済みの提案書、提出資料等について質問し、参加者が応答・説明を10分内で行う。

③ 参加者 3名以内

④ 結果通知日 令和8年3月3日（火）（書面の発送予定日）
市ホームページに結果公表

⑤ その他

- ・会場・開始時刻は、参加資格確認結果通知の際に通知する。
- ・審査の順番は、事前に抽選で決定する。
- ・事務局が用意する用品は、スクリーン・プロジェクター・HDMIケーブル・机・椅子等とする。
- ・パソコンは参加者の持ち込みとする。

(3) 受託候補者の特定方法

書類審査の得点とプレゼンテーション審査の得点の合計点が最も高い業者を受託候補者として特定する。

ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、見積書の価格が安価な応募者を受託予定者として選定する。

なお、安価な応募者が複数あった場合は、評価基準の評価の観点【書類審査】

No. (1)「会社概要・業務実績・財務状況」の評価委員の評価点の合計が大きい者を受託予定者として選定する。

最高点を獲得した応募者が、選定後に参加資格要件を満たさないと認められた場合、または提案書に明記された業務実施体制が著しく変わった場合等は業務の受託者としての資格を取り消し、次に評価が高い応募者と契約交渉を行う。

9 提案方法等

(1) 質問

①質問方法 質問書【様式2】を作成の上、電子メールに添付して提出すること。

E-MAIL shido@city.funabashi.lg.jp

※送付した際は、事務局（047-436-2864）に電話し到着確認をすること。

※評価等に影響を及ぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・評価委員 等）については受け付けない。

②質問期間 市のホームページ掲載後から令和8年1月29日（木）午後5時まで

(2) 質問への回答

①回答方法 質問を提出した業者に、電子メールにて行う。

②回答日 令和8年1月30日（金）

(3) 提出書類

提案に用いる提出書類は次のとおりとする。

ア 提案書（「提案書等作成要領」に従って作成すること。）

・A4判 横書き

・提出された書類は返却しない

・提出した書類の訂正・差し替えは認めない

①会社概要・業務実績・財務状況【様式3】

②ALTの資格及び研修等【様式4】

③ALTの労務管理等【様式5】

④ALTの運用体制【様式6】

イ 見積書(別紙様式または会社作成の様式)

見積項目は、次のとおりとする。

・令和8～10年度3年間の総額（消費税及び地方消費税を抜いた額）

・内訳 ①各年度の総額（消費税及び地方消費税を抜いた額）

②一人1日当たりの単価金額（消費税及び地方消費税を抜いた額）

内訳を入れた会社作成の様式で可とする。

ウ その他資料

①財務諸表（直近1年分）（自己資本率及び流動比率確認用）

②顧問弁護士の有無が分かる資料（契約書の写し等）

③労働基準監督署に提出済みのALT用就業規則

④船橋市役所最寄りの営業所の存在を証明するもの

※原則として登記事項(全部)証明書とし、3カ月以内に発行されたものとする。

⑤プレゼンテーション審査で用いるパワーポイント資料等

(4) 提出部数

ア 提案書 10部提出：1部正本、副本9部（1部のみ表紙【様式7】を付し、
【様式3】から順に綴る）

イ 見積書 2部提出

ウ その他資料 1部提出

(5) 提出方法 上記6 (2) ①「参加申込書」提出方法と同様とする。

(6) 提出期限 令和8年2月16日（月）正午必着（持参も可）

10 評価結果の通知について

受託候補者を特定後、全ての候補者に評価結果通知書を送付する。

11 結果の公表及び方法

審査結果は市ホームページで公表する。公表する項目は、「参加業者名」、「書類審査とプレゼンテーション審査の合計得点」のみとする。ただし、受託候補者以外の参加業者と採点結果は対応させない。

12 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 参加申込書又は提案書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案限度額を超えた見積を提出した場合
- (4) プrezentation審査の開始時刻までに会場に来なかつた場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があつたと市が認める場合

13 プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届をプレゼンテーション審査実施日の2開庁日前までに提出すること。なお、様式については、辞退の意向が示された時に提示する。

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルは、当該事業における受託候補者の事前特定作業として実施するものであり、令和8年度予算が成立した場合に初めて効力を生じることに特に留意すること。予算が成立しない場合は実施しない。また、このことに伴い、参加業者及び受託候補者に損害が生じた場合にあっても、市はその損害を一切負担しない。
- (2) 受託候補者と特定されたことをもって、契約締結が確定するわけではなく、仕様の協議により、訂正・追加・削除を行い確定させた後、見積合せを行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (3) 本プロポーザルに係る費用については、すべて業者負担とする。
- (4) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。
- (5) 市が提供した資料等は、市の了解なく他に使用できないものとする。

15 事務局

船橋市役所7階 船橋市教育委員会 学校教育部 指導課

担当者：根本 千穂・出羽 愛

TEL：047-436-2864

FAX：047-436-2866

E-MAIL: shido@city.funabashi.lg.jp
(エル・ジー)

附則

(施行日)

この要領は、令和8年1月23日から施行する。

(失効日)

この要領は、契約締結後その効力を失う。なお、受託候補者がいない場合は、評価結果通知の発送日をもって、その効力を失う。